

きざりのとと

NO.120 刊月

昭和四十二年六月一日 発行 非売品
岡山県都窪郡吉備町東町一五五字地方
吉備観光協会
第115号ツバキ

○ 戸川肥後守達安の室について (その三)

庭親藩主初代戸川肥後守達安(みちやす)がもと備前國宇野喜多秀吉家の老臣として文祿の朝鮮の役に陣し、九州福岡に滞在し中戸川系の流れが生じたことは前号で述べたが、福岡市警固町一丁目五ノ三二日蓮宗香正寺(現住取水上恭信)、同じく福岡市唐人町二丁目四ノ五九日蓮宗妙安寺(現住取門田正孝)の二ヶ寺に關係がある。香正寺には朝鮮の役に關係した古文書を保存している。達安の室は朝鮮今う連北帰つた王女本樹院妙慶にしてその子孫が戸川姓を名乗つてゐる。福岡に伝わる戸川氏の系圖によると始祖は戸川正盛といひ、幼名は久次郎後ち、父左エ門と改む、慶長三年二月五日攝津國武庫郡西宮の出生にして實は戸川肥後守正利の三男なり、定紋梅鉢、三本杖を用ひ、福岡藩主黒田長政に仕官し、或格人扶持を賜わるとある。この正利は備前庭瀬領主戸川肥後守菅原正利、法名本源院殿雲山玄英大居士、元和二年五月廿五日卒とある。庭瀬に伝わる戸川家の系譜には本姓藤原氏戸川達安、法諱不斐院殿覺如日真大居士(日真は追号)、寛永四年十二月廿五日卒とあつて本姓も戒名も違ひ、元年月も十一年の差があり疑問が生ずる説である。また正利は元禄十一年の板倉家評毀録にまれば慶長五年關ヶ原太平台庭瀬三万石を戸川正利に賜ふとある

二

が正利は達安ではなく慶長二年九月六日北没した父の常山城主戸川秀安の別名にして評毀録も誤りである。正盛の名は庭瀬戸川家系譜にはなにも記してゐない。思ふに遠隔の地にれて交通不便であり誤聞によつて書きあらわしたものではなからうか。慶長二年は第三回の朝鮮出兵の年であり翌三年は豊臣秀吉が病没して外征を止の軍隊を悉く内地に引揚させた年なので、どうも理窟に合ないが、慶長元年は文祿五年十一月十七日改元し明使の來朝によつて和議が成立し第一回の朝鮮派遣軍を一時中止し帰還した年なので、その年に達安が宇喜多秀吉家の使者として大坂の豊臣秀吉のもとへ往來したことがあったとすれば道中西宮の宿に泊まり一夜の情交が結ばれ落胤したのではなからうかと考へられたいことはない、勿論女は卑し、身分の出でその子を養つて名乗り出ることもあるが九州に下つて同じ境遇にある本樹院妙慶をたよつて身を寄せたのではないかと想像せられる。或は正盛は達安の實子ではなく本樹院妙慶に子か存かつたので養子となつて戸川姓を曰出したのではなからうかと考へられる。次に本樹院妙慶には日蓮、日蓮の兩上人の兄弟があり共に博多の日親上人の關係にかかると法性寺に入りて出家してゐるので、本樹院妙慶も尼となつて法性寺に寄食してゐたのではないかと香正寺の住取は語つてゐる。因に鬼の日蓮上人は熊本市日蓮宗茶臼山本妙寺(加藤清正を祭る)を閉せし、弟の日蓮上人は前記香正寺妙安寺を閉せし後諸國を巡錫し晚年には妙安寺に入りて隱居して終つてゐる。こうした關係で妙安寺は福岡の戸川家が元代大糧蔵として總代を勤め現在に至つてゐるといふ。当寺には年代不

明たる戸川俊勝というものの作と傳えらるる開基日延上人の本彫座像を安置して、昔境内に戸川家累代の墳墓が數十基あつたが、昔年墓地整理のため他へ移轉し右の墓石は取除かれて現在数基が残つて居り過去帳もよぶ大に遺つて消失したといふ。戸川家の子孫は当主戸川正夫といふ筑紫郡筑紫野町字隈六四四に住してゐる。いづれにせよ福岡の戸川氏の血胤に疑問はなからざるが、延文元年備前国見島海附州備中国地鏡御園段号與原新田此用米路御境割之節都守郡山田村千六百六拾三石四斗三升四合之(現在福田村)御村御土地ニ相成爲御代地、小田郡三山村、西水砂村、東水砂村、日生田村之内(現在美日町)都合四ヶ村御取箇止に而被下候免高下之込高ニ御座候とある。尤に庭瀬藩采地を村名別に示すと賀陽(いま吉備)新字(いま都立)兩郡より小田郡内に多くの飛地を有してゐた。

○ 板倉揮津守勝弘 (その四)

文久元年備前中村鎰による庭瀬領村名石高中に但し御拝領高ニ万石之敷文政六末年備前国見島海附州備中国地鏡御園段号與原新田此用米路御境割之節都守郡山田村千六百六拾三石四斗三升四合之(現在福田村)御村御土地ニ相成爲御代地、小田郡三山村、西水砂村、東水砂村、日生田村之内(現在美日町)都合四ヶ村御取箇止に而被下候免高下之込高ニ御座候とある。尤に庭瀬藩采地を村名別に示すと賀陽(いま吉備)新字(いま都立)兩郡より小田郡内に多くの飛地を有してゐた。

× 板倉揮津守様 御屋鋪 庭瀬 (文久元年調)

石高	村名	庄名	現在の町村名
一五九二四四九	賀陽郡宮内村	大庄屋 中田五左エ門	同嘉一郎 高松町

一二六二二八一	川入村	大庄屋 大飼源左エ門	同豊太郎 吉備町
三四六四四〇	板倉村	東方 平左エ門	高松町
五六二二三〇	西花尻村	大田要次郎	吉備町
二九七六八〇	沖分	大田助内 森安興左エ門	〃
二五九六七七	東花尻村	森安興三郎	〃
九九四九九一	平野村	大田徳藏	〃
八四八五九九	中田村	野崎秀太郎	〃
三九九三三六〇	立田村	渡辺平三郎	高松町
二七一一二〇	庭友村	難波忠五郎	吉備町
五五七三一九	都立郡大村	江平次郎吉	庄 村
五一二〇七八	小田郡本郷村	江本叔助	矢掛町
一一五五八二三〇	矢掛村	町大庄屋石井源次郎	高草平助 矢掛町
八四六六六三	横谷村	大庄屋 福武守郎大夫	〃
六六九六〇〇	江良村	渡辺和乎次	〃
七六七八五五〇	中村	片山儀太郎	〃
一六四九一三〇	小田村	大庄屋 実安助三郎	〃
五一一五八〇〇	字办村	片岡定太郎	〃
一六三五四五〇	字戸村	三宅真太郎	美日町

- 一〇〇、五四五〇、小田郡黒木村 金尾山三郎 美田里町
- 六三七、五九二〇、小林村上分と下分 宇屋三津右工門、因藤讓太郎 矢掛町
- 二六三、九七九〇、下高木村 渡辺慶左工門 矢掛町
- 四四八、六七六〇、上高木村 大庄屋長谷川善作
- 一〇九三、九四一〇、里山田上分と下分高草貞左工門、佐伯崇蔵
- 一〇七一、一四四〇、東三成村東分 赤松元太郎 矢掛町
- 東三成西分 高島千甫介
- 大庄屋 片山栄吉
- 一〇九六、〇七九〇、山田村 土倉康之介 望岡町
- 三二六、九四一〇、東水砂村 阿部大三郎 美田里町
- 三三四、三〇五〇、西水砂村 妹尾浩二、同左蔵
- 二六七、四七〇〇、日生田村 竹井金蔵、妹尾軍蔵
- 三三〇、六五五〇、同莫太郎
- 一三一八、五三三〇、三山村 同源三郎、三堂岡右工門
- 御高 二万五百七拾三石五斗八升五合
- 御高 一万八千石

明治二年(慶應四年九月七日明治と改元す)新政府が樹立して庭瀬藩主は版(土地)と竹借(人民)を朝廷に返還すると共に藩知事に任命せうれ地方官となり元の御達示が公布された。

御能 明治二年九月

一、御年貢ニ金札上級不苦候事
 一、殿様御義已米(以迄)板倉迄五位様と奉緝候事
 一、御領分相止メ庭瀬藩御支配地と相心得可申事
 一、銭相場金壹兩に括貫文に相定め候事
 一、大庄屋を大里長と改む
 一、庄屋を里長と改む
 一、年寄りをして伍長と改む
 一、大里長庄屋同格用達 右の者の役義格式を御取上げ帰農を申付候 村方の願向の義は直接納方へ直ちに申上へべき候

本文中従五位様とあるは勝弘の位である。昔諸臣には三十の位階にわけられた。即ち一位から九位までの階級があり、正、従にわけ四位以下には上、下の別があつた。よまの位階は八位までとし、上、下の稱を廢して正、従の十六階としてゐる。また金壹兩は(一貫は錢千文)錢一万文に当り現代の相場は一文が五兩(十兩)になるので壹兩は五兩(十兩)になる。勘定である。また庄屋といふは名主とも呼ばれ此村の長で村政全般を行、農民の代表責任者である。庄屋は家柄の高い家の莊襲や入札(選挙)稱番交代などの方法で選ばれた藩もあつた。大庄屋は苗字帯刀が許されて士分に取立てられた。年寄りは頭組、長百姓とも呼ばれ、庄屋の補佐役である。廿外百姓代といふのがあつた。これを村方三役といふ。これらは代官

や郡奉行の支配下に置かれ、た役人である。

明治四年七月十四日には制度が変つて藩を廢して新しく県を置くとになり勝弘は藩知事を被免され家族と共に東京(明治元年江戸を改む)に移るに及んで領内の大里長、里長、伍長町目代に至るまで主なるものを御屋敷の御中の口方園(表御門の右側から入る)に御召になり一同に訣別の御言葉を送るに直々御目通りの上様々の贈物を賜わつた。藩知事の被免の理由は旧來の主権者がそのまゝ、継続することは何かと弊害が起り折角の維新政治の目的にも反するのでも強んだの旧主は被免され東京に移り住んだのである。そして勝弘はソマは廢止になつてゐるが多年の勤功によつて華族に列せられ子爵に叙せられたのである。その時の詔書は

今般詔書御垂詢の通り即今の形勢は内には萬代億兆を御保安、外には萬國対峙御國の威光被可致遊には御政令一途に奉ずき不申して夫朝旨貴微旧弊浩除難相成ニ付藩名を被廢縣を被置四知事被免候儀乍恐御治体適當素願遂候儀就而ハ御一新以後毎度申達候儀猶前條造登以御仁意此上御施行可相成様可有之田羽白の餘弊若自知り廢迷惑心ノ如キ事情も有之共右御趣意得と辯解レ一意御政令ヲ遵奉キレ一同此上職業ヲ勵ミ可申素より國土國民備ニ御回恩之萬一ヲ可奉酬心懸可有之候知一ヲ管下の者共浮謀信疑悉ヲ懐キ心得違候様ニテハ兼々ウ敬誨不行届の康ニモ當り候條此旨相心得ル前ノ者道も懇篤篤に申聞かせ一同此上共

七
八

御治績に裨益相成候様効力の程相報候也

現下の事情は内外多端を極め殊に維新改革に直面し人心の動搖を深く憂慮せしむるに於て、當日記念品の贈物は左記の通りである。

- 一、大里長宮内村 中田古枝
- 一、狩野探信守政の筆
- 一、左右鶴中舟老 三幅封
- 一、吳道大鉢 巻ツ
- 一、印籠 巻ツ
- 一、御紋付角盆 巻ツ
- 一、大里長試神中田村里長 野崎富三郎
- 一、狩野洞春ツ筆
- 一、松ニ雁日月 二幅封
- 一、唐津鉢 大小 数ツ
- 一、大里長試神板倉村東方甚八郎
- 一、狩野周信の筆
- 一、富士 三大幅 一幅
- 一、錫水呑 千六

- 一、川入村里長 大飼豊太郎
- 一、金蔴絵料紙
- 一、銚子 巻封
- 一、御紋付 三ツ五并ニテ壹 とも
- 一、西花尻村里長太田数太郎
- 一、掛物 巻幅 洞琳筆
- 一、栗花尻村里長森安亭一郎
- 一、掛物 巻幅
- 一、宮内村里長 中田嘉一 一郎
- 一、御紋付 上下
- 一、板倉村里長東方督太郎
- 一、御紋付 上下
- 一、平野村里長太田亀太郎

一、茶録 志ッ
一、火鉢 志ッ

矢部村里長 江本治郎吉

一、唐豆水溜 志ッ

一、鐔手五重箱 志ッ

夜瀬町目代 脇本栄造

一、御紋付 五ツ重箱

一、火鉢 志ッ

村々伍長

宮内村 藤井曾一

内山喜代夫

横山 初治

中田村 安井甚蔵

深井安次郎

板倉村 坪井興四郎

仲達久次郎

川入村 大飼小平太

脇本徳三郎

西花尻村

難波小平治
水島才治郎

東花尻村

森安音六
森安要吉

止田村

渡辺伊吉
渡辺政治郎

平野村

國富竹次郎
野崎初治郎

矢部村

野崎伊三郎
多田平七

多田鉄次郎

多田嘉三郎

栗原彦次郎

庭瀬町

熊代喜八

沖分

右の者江御目録百足ツツ追而奉續
上候贈物御引替依而布帛吊に鎗仕
込ミヲ破下候也

(一足は鳥目才文に当る。よつて百足は一才文である)

九

その外村々の百姓總代ニ人宛を御用召に在り同じ御中の口の玄関前の店場にて從五位様の御名代として町田彈之介様大光の通り御直書目を伝達せられた。

一、此度旧知事様御儀御帰京被為遊候付村々百姓卑人共へ御目録として家別に永六括文宛下置候間於民務所ニ受取候也

一、今般御改制ニ付藩名被廢被免取任從來通り出精相勤候満足候今度詔書御虫詢の通り謹而御願意遵奉此上共村法相守里長の指揮ヲ受ケ何れカ取業相励勳力可致候也

九月(明治四年)

板倉從五位

(現在一文は五兩乃至十兩に當る。よつて六十文は五百兩以外になる。永とは永樂錢の異稱である。永樂錢は中國の明朝時代の永樂年中に鑄造せられた通貨で形状は円形每平七中史に四角の穴があり周圍に「永樂通寶」の四字がある。我國の室町時代に伝わり、面用は貨幣中の名となつた)

おわり (未完)

セルフサービスのお店

河内百貨店

吉備町極川大橋東詰

電話 3-0007
電線 9108

寝具類一式

中山ふとん店

吉備町本町

電話 3-0025
電線 505